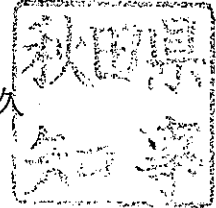




環 管 一 452
平成29年6月23日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久



由利大内ウィンドファーム風力発電事業環境影響評価準備書
に対する意見について（通知）

電気事業法第46条の13に規定する環境影響評価法第20条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 風力発電機の位置が変更となる可能性があることから、確定後、必要に応じて環境影響についての予測及び評価を再度行い、その結果を評価書に反映すること。
- (2) 事業の実施に当たっては、工事施工業者等への指導に努め、環境保全措置の確実な履行を確保すること。
また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。
- (3) 現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講じること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 現況値の騒音レベルが比較的小さい住居地域において、施設の稼働により夜間に最大8デシベル増加すると予測される地点があることから、施設の稼働に伴い周辺住民から苦情が発生した場合は、速やかに原因を調査し、適切な措置を講じること。

イ 施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の予測については、発生源からの騒音の放射特性や伝搬過程における気象条件、地形の影響等、不確実性が大きい要因があることから、事後調査を実施すること。

ウ 風力発電機のブレード及びタワーは、対象事業実施区域に搬送し、住居地域で積替える計画であることから、積替え作業に伴う騒音の影響が懸念される。
このため、作業の実施に当たっては、周辺住民の理解を得るよう努めるとともに、影響を低減するよう十分に配慮すること。

(2) 振動

風力発電機のブレード及びタワーは、対象事業実施区域に搬送し、住居地域で積替える計画であることから、積替え作業に伴う振動の影響が懸念される。
このため、作業の実施に当たっては、周辺住民の理解を得るよう努めるとともに、影響を低減するよう十分に配慮すること。

(3) 動物

事後調査の実施に当たっては、専門家等の助言を得ながら適切な調査時期を設定するとともに、必要に応じて調査回数を増やす等して、バットストライク、バードストライクの発生状況や、渡り経路の変化の程度を適切に把握すること。

(4) 植物

ア 対象事業実施区域内にはブナ等の二次林をはじめ植生自然度の高い森林が存在することから、風力発電機の設置範囲や新たな取付道路の樹木伐採は最小限にとどめる等、環境保全措置を確実に講じること。

イ 対象事業実施区域の一部が森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく土砂流出防備保安林に指定されていることから、当該区域は樹木伐採を回避すること。

ウ 移植を行うハコネシケチシダとエゾスズランは、移植に関する事例や知見がほとんどないことから、専門家等の助言を得ながら適切な移植先や移植方法を選定し、慎重に実施すること。

【担 当】

秋田県生活環境部環境管理課

環境審査班 高橋、片山

電 話 018-860-1601

FAX 018-860-3881